

「公益法人の経理業務全般の自主点検項目（2024年5月改訂）」の公表について

2024年5月

日本公認会計士協会近畿会
非営利会計委員会
公益法人専門委員会
担当副会長 荒井 巖

日本公認会計士協会近畿会非営利会計委員会公益法人専門委員会では、法人の財務・ガバナンス面の強化に資するべく、2015年10月に公益法人の皆様が経理業務全般について自主点検するためのチェックリストを公表いたしました。今般、その改訂版を公表することといたしました。

本自主点検項目は、初版に引き続き、行政庁の行う立入検査への同行などの経験を有する委員が作成に関与しており、1 会計基準 2 経理規程 3 総論 4 流動資産 5 固定資産 6 負債 7 収益 8 費用の項目別に、現場で生じている諸課題を踏まえ、できるだけ具体的に記載したものです。

改訂版では、2020年5月に改正された公益法人会計基準や内閣府の公益認定等委員会に設置された「公益法人の会計に関する研究会」から毎年度公表される報告書の内容を反映することとしたほか、チェックリスト全体にわたり記載内容の見直しを行いました。

また、公益法人のみならず一般法人においてもご活用頂けるよう、必要な項目には、公益法人又は一般法人の区分を明記することといたしました。

2024年5月に公益認定法改正案が可決・成立し、公益法人会計基準についても2025年4月に施行予定の改正法令に整合したものと見直される予定となっています。

そのため、本自主点検項目を適用できる期間は数年ではありますが、公益法人及び一般法人の皆様におかれましては、本自主点検項目を有効に活用して頂きますと幸いです。